

# みんなで支える国民健康保険

### 「みなさんの相互扶助により成り立つ国民健康保険制度」

国民健康保険は、組合や政府運営の社会保険等に加入していない人に対して、医療を保障する制度です。

国民健康保険を運営するのは各市区町村ですが、それを支えているのはみなさんの保険料と公費による収入です。

### 保険証(国民健康保険被保険者証)

保険証は、国民健康保険に加入しているという証明書であり、医療機関等にかかる際に必要となります。

### 被保険者と世帯主

国民健康保険では家族一人ひとりが被保険者となります。ただし、加入・脱退などの届け出や保険料の納付義務は世帯主にあります。

### 【加入・脱退の届け出】

国民健康保険に加入する時や脱退する時には、必ず14日以内に届け出をしましょう。資格取得日は市に転入した日、またはそれまで加入していた健康保険の

資格を喪失した日になります。加入の届け出が遅れると国民健康保険の資格ができた月までさかのぼって保険料を納めることになります。

脱退の届け出が遅れ、つづかり国民健康保険の保険証を使って医療機関にかかること、負担医療費を返していただくこととなります。

### 【国民健康保険の給付】

次のような給付が受けられます。ただし、現金給付の時、保険料に滞納がある場合は支給が一時差し止めになります。

### 医療費の7割を負担

病気やけがをしたとき、医療機関に保険証を提出すれば、医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国民健康保険が負担します。

### 療養費の支給

次のようなときはいったん医療費の全額を支払いますが、後に国民健康保険の窓口申請すれば、審査の上保険診療分の7割(8割)が払い戻されます。

急病等やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補具を購入したとき

骨折、捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき

加入の届け出が遅れると国民健康保険の資格ができた月までさかのぼって保険料を納めることとなります。

脱退の届け出が遅れ、つづかり国民健康保険の保険証を使って医療機関にかかること、負担医療費を返していただくこととなります。

### 【国民健康保険の給付】

次のような給付が受けられます。ただし、現金給付の時、保険料に滞納がある場合は支給が一時差し止めになります。

### 医療費の7割を負担

病気やけがをしたとき、医療機関に保険証を提出すれば、医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国民健康保険が負担します。

### 療養費の支給

次のようなときはいったん医療費の全額を支払いますが、後に国民健康保険の窓口申請すれば、審査の上保険診療分の7割(8割)が払い戻されます。

### 高額療養費の自己負担限度額

高額療養費の払い戻しは、受診した月の約4ヶ月後になります。著しく高額な支払いのため生活が困難となる等の場合には、無利子で高額療養費を貸し付ける制度があります。

### 入院時の食事

高額療養費の払い戻しは、受診した月の約4ヶ月後になります。著しく高額な支払いのため生活が困難となる等の場合には、無利子で高額療養費を貸し付ける制度があります。

入院した方は医療費にかかる一時負担金のほかに、入院中の食事にかかる負担の支払いがあります(表2参照)。

### 交通事故と国民健康保険

交通事故などでけがをした場合にも、国民健康保険で治療を受けることができます。交通事故など第三者の行為によって受けたけがの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。国民健康保険で治療を受ける場合、国民健康保険で負担した費用は、後から加害者に請求する制度があります。

高額療養費の払い戻しは、受診した月の約4ヶ月後になります。著しく高額な支払いのため生活が困難となる等の場合には、無利子で高額療養費を貸し付ける制度があります。

### 入院時の食事

入院した方は医療費にかかる一時負担金のほかに、入院中の食事にかかる負担の支払いがあります(表2参照)。

### 交通事故と国民健康保険

交通事故などでけがをした場合にも、国民健康保険で治療を受けることができます。交通事故など第三者の行為によって受けたけがの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。国民健康保険で治療を受ける場合、国民健康保険で負担した費用は、後から加害者に請求する制度があります。

### 退職者医療制度

長い間勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入した人のうち、次の人は退職者医療制度で医療を受けることができます。

老人保険制度の適用を受けていないで、厚生年金や各種共済組合等から老齢(退職)年金の支給を現在受けている人で、原則として加入期間が20年40歳以上10年以上ある人

### 被扶養者

退職者本人と生活をともにし、主としてその収入により生計を維持している配偶者および3親等以内の親族が対象です。

医療機関にかかるとき、窓口で支払う一部負担金は次のようになります。

退職被保険者本人、入院・外来、外来、被扶養者、入院2割・外来3割、届け出は

高齢療養費の払い戻しは、受診した月の約4ヶ月後になります。著しく高額な支払いのため生活が困難となる等の場合には、無利子で高額療養費を貸し付ける制度があります。

高額療養費の払い戻しは、受診した月の約4ヶ月後になります。著しく高額な支払いのため生活が困難となる等の場合には、無利子で高額療養費を貸し付ける制度があります。

高額療養費の払い戻しは、受診した月の約4ヶ月後になります。著しく高額な支払いのため生活が困難となる等の場合には、無利子で高額療養費を貸し付ける制度があります。

### 高額療養費の自己負担限度額 (表3)

(一般世帯)	63,600円 + {医療費 318,000円} × 1% (医療費が318,000円未満のときは、自己負担限度額は63,600円になります。)
(市民税非課税世帯)	35,400円
(上位所得者世帯)	121,800円 + {医療費 609,000円} × 1% (医療費が609,000円未満のときは、自己負担限度額は121,800円になります。)

\*上位所得者世帯とは、その年度の基礎控除後の所得が67万円を超える世帯です。なお、加入者の中で所得の確認ができない方(未申告者等)がおられますと上位所得者世帯となります。

### 年金証書を受け取ったら14日以内に、年金証書・国民健康保険の保険料、印鑑をご用意の上、窓口へ届けて下さい。

### 退職者医療制度に該当する方が年金証書が届く前に、一般被保険者証で医療機関にかかった場合は、申請により差額分(退職者本)が払い戻されます。

### 【国民健康保険】

国民健康保険に加入する方が、国民健康保険に加入する資格ができた月から納めることとなります。加入者であるにもかかわらず、保険料を納める義務は世帯主にあります。必ず納期内に納めましょう。

### 国民健康保険の税率等は表4の通りです。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険の税率等は表4の通りです。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

### 平成13年度国民健康保険料の税率等(表4)

	医療分	介護分
所得割額	4.85%	0.85%
均等割額	22,200円	5,400円
平等割額	12,000円	2,400円
課税限度額	530,000円	70,000円

世帯単位の算定年税額が右欄の額を超えた場合、年税額はそれぞれ右欄の金額となります。

### 保険料の納期

保険料の納期は7月から翌年の2月までの8回です。

各月別の納期までに納税通知書裏面に記載してある金融機関等に納付書をお持ちになるか、口座振替を利用してお支払い下さい。

### 口座振替の利用

保険料のお支払いは時間や手間のいらない口座振替をご利用下さい。

お申し込みは、市内の金融機関または郵便局に納税通知書・通帳・通帳印をお持ち下さい(国民健康保険課や各市民センターでも受け付けています)。

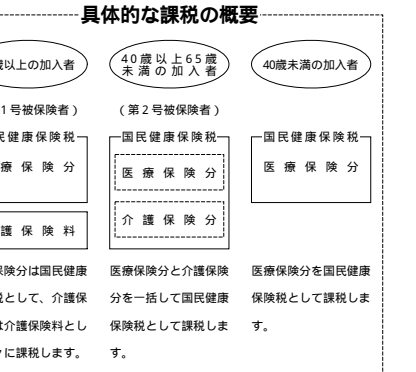
### 納税相殺を利用下さい

国民健康保険料を滞納すると、納期限の翌日からお支払いの日までの日数に応じて延滞金がかかります。また、次にあげるような厳しい措置がとられる場合があります。

納期限までにお支払いいただけない場合はお早めに国民健康保険課までご相談下さい。

保険料を滞納した場合、次のような措置がとられます。

### 第2号被保険者の介護保険料は国民健康保険と合算課税(表5)



資格証明書の交付

これまで保険料を滞納している方には、有効期限の短い保険証を交付してきましたが、この保険証を回収の上被保険者資格証明書を交付することになります。

資格証明書の交付を受けることとなります。

医療機関にかかるとき、いったん医療費の全額を支払っていただくことになり、なお保険料を支払わない場合、給付額から滞納額が控除されます。

現金給付支払いの時差し止めの現金給付を一時差し止めます。高額療養費・出産育児一時金給付の停止

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

国民健康保険に加入する介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の介護保険料は国民健康保険と合算して課税します(表5参照)。

## 国民健康保険 日曜窓口

お支払いやご相談、保険の切り替え等、各種届け出も受け付けます。ご利用下さい。

必要書類等は事前にお問い合わせ下さい。

会場 国民健康保険課(市役所2階)

日時 7月15日午前9時~午後4時

国民健康保険課 724・2

1 2 5